

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 9 月 27 日（金）第 553 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 1
- 公共測量の実施（3件）（監理課取扱い） 1
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 2
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5

## 公 告

- 令和6年度准看護師試験公告（医師・看護人材課取扱い） 5

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 6
- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 7

## 監 査 委 員 公 表

- 監査結果の公表（監査委員事務局取扱い） 9

## 告 示

## 鹿児島県告示第689号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により，十三塚原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年9月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 就任した役員の氏名及び住所  
理事 内 達朗 霧島市国分中央三丁目16番地30  
(任期 令和6年9月27日から令和9年3月29日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所  
理事 山口 剛 霧島市国分広瀬二丁目29番地8

## 鹿児島県告示第690号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，南薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年9月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業の期間 令和6年7月23日から令和7年1月17日まで
- 3 作業の地域 南九州市颯娃町別府地内

## 鹿児島県告示第691号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 9 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 7 月 24 日から令和 7 年 1 月 31 日まで
- 3 作業の地域 始良市木津志地内

## 鹿児島県告示第692号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 9 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量，現地測量，路線測量及び用地測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 9 月 12 日から令和 7 年 1 月 24 日まで
- 3 作業の地域 肝付町後田地内

## 鹿児島県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 6 年 9 月 27 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町大坂字赤仁田迫2795番1地先から18065番2地先まで	前	17.4~29.0	5.0
			後	17.4~18.0	5.0

## 鹿児島県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 6 年 9 月 27 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡徳之島町花徳字大田水西2107番5地先内	前	12.0~13.0	50.0
			後	42.0~66.9	50.0

## 鹿児島県告示第695号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 9 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	阿久根市	急・塩屋浦 2, 急・梶石 2, 急・上小又 3, 急・島廻 1, 急・大丸 1, 急・白木ノ本 1, 急・大丸 2, 急・弓場元 2, 急・京山田 1, 急・下黒十 1, 急・山ノ口 1, 急・下中野 2, 急・下中野 3, 急・阿部迫 1, 急・西平 5, 急・根比 1, 急・西平 6, 急・大林 1, 急・大辺志 2, 急・大辺志 3, 急・大辺志 4, 急・坂ノ上 1, 急・出口 1, 急・野元 6, 急・大山口 1, 急・大山口 2, 急・葎下 1, 急・大尾堺 1, 急・大尾平 1, 急・大尾道 1, 急・大尾道 2, 急・大迫 2, 急・大田 3, 急・柵 2, 急・白肌 3, 急・倉津 3, 急・小倉津 5, 急・小倉津 6, 急・小倉津 7, 急・ハゲ下 6, 急・ハゲ下 7, 急・ハゲ下 8, 急・ゼミ 2, 急・ハゲ下 9, 急・井手ノ上 1, 急・ハゲ下 10, 急・遠見 1, 急・上松 1, 急・耳取平 1, 急・大曲迫 1, 急・田島 1, 急・田島 2, 急・下脇 1, 急・桜淵 1, 急・中山 1, 急・スワノ迫 1, 急・鷺ヶ峰 1, 急・向山 2, 急・妙法 2, 急・出塩迫 2, 急・中源田 2, 急・黒上田 1, 急・八石 1, 急・上川内 5, 急・堂坂 2, 急・高ノ口 4, 急・伊比禮 1, 急・伊比禮 2 及び急・御代田 1
	出水市	急・松尾 5, 急・松尾 6, 急・松尾 7, 急・松尾 8, 急・松尾 9, 急・太田 3, 急・太田 4, 急・太田 5, 急・太田 6, 急・太田 7, 急・愛宕下 4, 急・香月 3, 急・香月 4, 急・香月 5, 急・香月 6, 急・愛護 1, 急・大平 4, 急・大平 5, 急・大平 6, 急・大平 7, 急・井上 2, 急・日当 4, 急・日当 5, 急・日添 1, 急・日添 2, 急・日添 3, 急・日当 6, 急・田之頭 1, 急・田之頭 2, 急・芭蕉 4, 急・下平野 2, 急・田之頭 3, 急・下平野 3, 急・下平野 4, 急・下平野 5, 急・下平野 6, 急・下平野 7, 急・下平野 8, 急・下平野 9, 急・下平野 10, 急・炭頭 3, 急・炭頭 4, 急・田原 5, 急・鷺築 2, 急・鷺築 3, 急・青椎 1, 急・府津野 1, 急・石原 4, 急・角石 3, 急・上場 1, 急・鷺築 4, 急・不動野 4, 急・不動野 5, 急・中川 3, 急・射場元 1, 急・石原 5, 急・石原 6, 急・白木川内 5, 急・白木川内 6, 急・白木川内 7, 急・白木川内 8, 急・白木川内 9 及び急・白木川内 10
土石流	阿久根市	土・塩屋浦 1, 土・大林 5, 土・根頃 2, 土・根頃 3, 土・西平 1, 土・根頃 4, 土・大山口 2, 土・大山口 3, 土・浦田 1, 土・梶 1, 土・水俣木 1, 土・水俣木 2, 土・下ツツラ尾 1, 土・白肌 2, 土・横ヶ倉 3, 土・横ヶ倉 4, 土・ハゲ下 1, 土・井手ノ上 1, 土・井手ノ上 2, 土・倉津 2, 土・妙見尾 1, 土・供養ノ下 1, 土・出塩迫 1, 土・出塩迫 2, 土・春木 1, 土・春木 2, 土・下道尻 1, 土・吉ノ迫 1, 土・川畑 9, 土・榎木坂 1 及び土・竹ノ迫 1
	出水市	土・松尾 2, 土・松尾 3, 土・大平 3, 土・大平 4, 土・大平 5, 土・大平 6, 土・大平 7, 土・愛宕下 1, 土・愛宕下 2, 土・太田 1, 土・太田 2, 土・田之頭 4, 土・田之頭 5, 土・芭蕉 7, 土・芭蕉 8, 土・田之頭 6, 土・下

	平野 2, 土・上場 1, 土・上場 2, 土・上場 3, 土・上場 4 及び土・上場 5
--	---

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第696号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和6年9月27日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	阿久根市	急・塩屋浦 2, 急・梶石 2, 急・上小又 3, 急・島廻 1, 急・大丸 1, 急・白木ノ本 1, 急・大丸 2, 急・弓場元 2, 急・京山田 1, 急・下黒十 1, 急・山ノ口 1, 急・下中野 2, 急・下中野 3, 急・阿部迫 1, 急・西平 5, 急・根比 1, 急・西平 6, 急・大林 1, 急・大辺志 2, 急・大辺志 3, 急・大辺志 4, 急・坂ノ上 1, 急・出口 1, 急・野元 6, 急・大山口 1, 急・大山口 2, 急・葎下 1, 急・大尾堺 1, 急・大尾平 1, 急・大尾道 1, 急・大尾道 2, 急・大迫 2, 急・大田 3, 急・白肌 3, 急・倉津 3, 急・小倉津 5, 急・小倉津 6, 急・小倉津 7, 急・ハゲ下 6, 急・ハゲ下 7, 急・ハゲ下 8, 急・ゼミ 2, 急・ハゲ下 9, 急・井手ノ上 1, 急・ハゲ下 10, 急・遠見 1, 急・上松 1, 急・耳取平 1, 急・大曲迫 1, 急・田島 1, 急・田島 2, 急・下脇 1, 急・桜淵 1, 急・中山 1, 急・スワノ迫 1, 急・鷲ヶ峰 1, 急・向山 2, 急・妙法 2, 急・出塩迫 2, 急・中源田 2, 急・黒上田 1, 急・八石 1, 急・上川内 5, 急・堂坂 2, 急・高ノ口 4, 急・伊比禮 1, 急・伊比禮 2 及び急・御代田 1
	出水市	急・松尾 5, 急・松尾 6, 急・松尾 7, 急・松尾 8, 急・松尾 9, 急・太田 3, 急・太田 4, 急・太田 5, 急・太田 6, 急・太田 7, 急・愛宕下 4, 急・香月 3, 急・香月 4, 急・香月 5, 急・香月 6, 急・愛護 1, 急・大平 4, 急・大平 5, 急・大平 6, 急・大平 7, 急・井上 2, 急・日当 4, 急・日当 5, 急・日添 1, 急・日添 2, 急・日添 3, 急・日当 6, 急・田之頭 1, 急・田之頭 2, 急・芭蕉 4, 急・下平野 2, 急・田之頭 3, 急・下平野 3, 急・下平野 4, 急・下平野 5, 急・下平野 6, 急・下平野 7, 急・下平野 8, 急・下平野 9, 急・下平野 10, 急・炭頭 3, 急・炭頭 4, 急・田原 5, 急・鷲築 2, 急・鷲築 3, 急・青椎 1, 急・府津野 1, 急・石原 4, 急・角石 3, 急・上場 1, 急・鷲築 4, 急・不動野 4, 急・不動野 5, 急・中川 3, 急・射場元 1, 急・石原 5, 急・石原 6, 急・白木川内 5, 急・白木川内 6, 急・白木川内 7, 急・白木川内 8, 急・白木川内 9 及び急・白木川内 10
土石流	阿久根市	土・塩屋浦 1, 土・大林 5, 土・根頃 2, 土・大山口 2,

	土・梶 1, 土・水俣木 1, 土・水俣木 2, 土・下ツツラ尾 1, 土・横ヶ倉 3, 土・横ヶ倉 4, 土・井手ノ上 1, 土・倉津 2, 土・妙見尾 1, 土・出塩迫 1, 土・春木 2, 土・下道尻 1, 土・吉ノ迫 1, 土・川畑 9 及び土・榎木坂 1
出水市	土・大平 3, 土・大平 6, 土・愛宕下 1, 土・太田 1, 土・太田 2, 土・田之頭 4, 土・田之頭 5, 土・芭蕉 7, 土・芭蕉 8, 土・田之頭 6, 土・下平野 2, 土・上場 1, 土・上場 2, 土・上場 3, 土・上場 4 及び土・上場 5

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

### 始良・伊佐地域振興局告示第 21 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 9 月 27 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
Toybox	霧島市国分中央三丁目 28-13	セカンドプレイス株式会社	始良市加治木町本町 147 番地 1	竹下 浩介	令和 6 年 7 月 1 日	児童発達支援・放課後等サービス

### 始良・伊佐地域振興局告示第 22 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 9 月 27 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人霧島市社会福祉協議会単人居宅介護事業所	霧島市単人町内山田一丁目 6 番 65 号	社会福祉法人霧島市社会福祉協議会	霧島市国分中央三丁目 33 番 10 号	福永 洸	令和 6 年 4 月 1 日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護

## 公 告

### 令和 6 年度准看護師試験公告

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定により、令和 6 年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和 6 年 9 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 1 試験の日時

令和 7 年 2 月 13 日（木）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

#### 2 試験の実施場所

(1) 鹿児島会場

鹿児島大学共通教育センター（鹿児島市郡元一丁目21番30号）

(2) 大島会場

鹿児島県大島支庁（奄美市名瀬永田町17番3号）

3 受験願書等の受付期間

令和6年12月9日（月）から同月13日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和6年12月13日の消印のあるものまで受け付ける。

4 受験願書の用紙の請求及び試験についての照会先

鹿児島県保健福祉部医師・看護人材課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2736

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和6年7月5日鹿児島県選挙管理委員会告示第37号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和6年9月27日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26,089	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	263,055	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	148,906
	鹿屋市・垂水市区	30,525
	枕崎市区	5,414
	阿久根市・出水郡区	7,889
	出水市区	14,120
	指宿市区	10,571
	西之表市・熊毛郡区	10,796
	薩摩川内市区	25,223
	日置市区	12,879
	曾於市区	9,244
	霧島市・始良郡区	36,275
	いちき串木野市区	7,361
	南さつま市区	8,874
志布志市・曾於郡区	11,250	
奄美市区	12,978	

	南九州市区	8,983
	伊佐市区	6,588
	始良市区	21,316
	薩摩郡区	5,332
	肝属郡区	9,231
	大島郡区	15,490
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		263,055
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体及び資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和 6 年 9 月 27 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

## 1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
有郷豊喜後援会	長岡 秀光	井立田 裕也	伊佐市大口小木原728-108	令和6年8月9日
とくだ要一後援会	得田 要一	得田 千春	大島郡龍郷町嘉渡430番地	令和6年8月8日
橋口ほう後援会	橋口 芳	溝上 庄治	薩摩川内市百次町2275-6	令和6年8月1日
FUTURE・FORUM今と未来の会	前蘭 博隆	前蘭 博隆	いちき串木野市西島平町362番地	令和6年8月9日

## 2 異動の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
自由民主党野田支部	道上 正巳	会計責任者の氏名	中村 勝	末増 憲一	令和 6 年 4 月 1 日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
奥山よしじろうと歩むみらい会	奥山 嘉次郎	政治団体の名称	奥山よしじろうと歩むみらい会	奥山よしじろう後援会	令和 6 年 8 月 15 日
鹿児島県医師連盟	牧角 寛郎	代表者の氏名	牧角 寛郎	池田 琢哉	令和 6 年 7 月 25 日
仮屋秀一後援会	仮屋 秀一	主たる事務所の所在地	鹿児島市吉野町4046-1	鹿児島市吉野町4046-2	令和 6 年 4 月 1 日
神崎一よし後援会	神崎 一斉	政治団体の名称	神崎一よし後援会	神崎かずよし後援会	令和 6 年 8 月 1 日
自然生の会	田中 良二	主たる事務所の所在地	薩摩川内市西開聞町3番地1	薩摩川内市田海町8313	令和 6 年 7 月 25 日
川内市医師連盟	岩川 俊二	代表者の氏名	岩川 俊二	久留 敏弘	令和 6 年 6 月 19 日
		会計責任者の氏名	坂口 由一	岩川 俊二	
森永やす子後援会	森永 靖子	政治団体の名称	森永やす子後援会	森永靖子後援会	令和 6 年 8 月 13 日
		主たる事務所の所在地	薩摩川内市小路町9-18	薩摩川内市御陵下町24-7	
八板俊輔後援会	宮下 とみ子	主たる事務所の所在地	西之表市西町6990番地1	西之表市西町24番地	令和 6 年 8 月 16 日
山内みつのり後援会	神田 嘉延	代表者の氏名	神田 嘉延	原崎 忠一	令和 6 年 8 月 1 日
		会計責任者の氏名	新保 信子	前園 美子	
鷺東慎一後援会	鷺東 慎一	政治団体の名称	鷺東慎一後援会	平田しんいち後援会	令和 6 年 7 月 1 日
		主たる事務所の所在地	曾於郡大崎町益丸247-3	曾於郡大崎町益丸246-4	
		代表者の氏名	鷺東 慎一	平田 慎一	
		会計責任者の氏名	鷺東 由紀江	平田 由紀江	

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解 散 年 月 日
自由民主党鹿児島県鹿児島市・鹿児島郡区第十支部	鹿児島市伊敷八丁目13-1	大園 清信	令和 6 年 3 月 31 日

## (2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
大園清信後援会	鹿児島市伊敷八丁目13-1	大園 清信	令和6年3月31日
クリーンな福祉会を作る会	鹿児島市南林寺町2番1-1134ツインハウス南林寺	大竹 一美	令和6年3月15日
小脇清保後援会	熊毛郡屋久島町安房149	永野 文康	令和6年8月1日
つるまる明人後援会	霧島市国分清水三丁目14-55	鶴丸 明人	令和5年12月31日
もり博幸後援会博友会	鹿児島市東谷山四丁目36番6号	森 博幸	令和6年6月30日
山崎利広後援会	熊毛郡屋久島町尾之間935-1	左右都 盛秋	令和5年12月31日

## 4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
田中 良二	自然生の会	主たる事務所の所在地	薩摩川内市西開聞町3番地1	薩摩川内市田海町8313	令和6年7月25日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体  
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
大園 清信	大園清信後援会	令和6年3月31日
鶴丸 明人	つるまる明人後援会	令和5年12月31日

## 監 査 委 員 公 表

## 監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年9月27日

鹿児島県監査委員	松 蘭 英昭
同	大 蘭 豊
同	おさだ康秀
同	松田 浩孝